

つなぐ ∟ むすぶ ∟ かわる



会場が2021年と異なっておりますので、裏表紙のご案内図をご参照のうえお間違いのないようご注意ください。

ご出席の株主様への粗品のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第35回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

日時：2022年6月22日(水) 午前10時 (受付開始 午前9時)
場所：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役に対する報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 取締役賞与支給の件 |

招集通知閲覧も
議決権行使も
スマホで簡単



招集通知の閲覧はこちら



QRコードによる議決権行使

議決権行使書を
ご用意ください



企業理念体系

ネットワングループは、ICTの活用を通じ、社会課題の解決に取り組むために、Purpose(志、大義)、Mission(使命)、Vision(目標・Goals)、Values(価値観)そしてWAY(行動指針)を策定しました。

Purpose (志、大義)

人とネットワークの持つ可能性を解き放ち、
伝統と革新で、豊かな未来を創る

Mission (使命)

我々は、一人一人が卓越した専門性と高い倫理観を持つ
プロフェッショナルであり、社会とお客様の課題解決に貢献する

Vision (目標、Goals)

- ・ネットワークのリーディングカンパニーとしての高い誇りを持つ
- ・ネットワンならではの付加価値を創出し、継続した成長を実現する
- ・絶え間ない自己研鑽で心と技術を鍛える精鋭集団であり続ける
- ・幅広いステークホルダーへの責任を果たすため、適切な収益構造を維持する

Values (価値観)

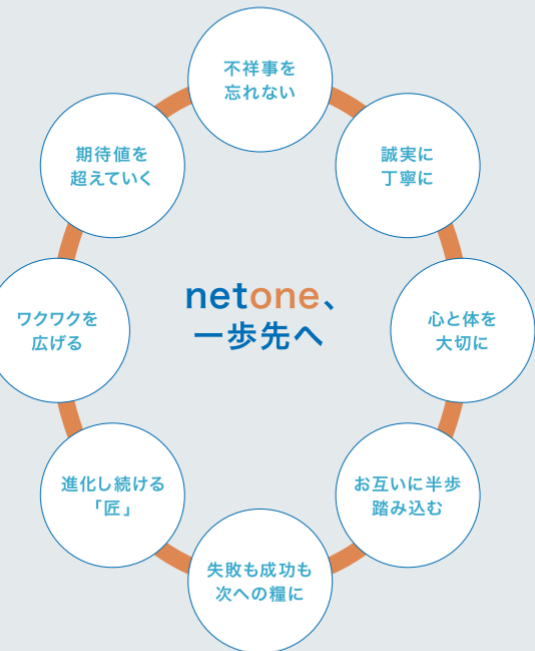
People: 私たちは大切な人に誇れる仕事をします
Governance: 私は社会に評価される行動を取り続けます
Social: 私はお客様と一緒に、価値を創造し展開します
Environment: 私は未来を想い、未来の仕組みをつくれます

WAY (行動指針)



WAYとは

WAYとは「仕事をする上での考え方や判断・行動の基本」を明文化したものです。
私たちの志、大義であるPurposeと、価値観であるValuesを結びつけ、
大切なものを実現するために実際に取る行動を表現しています。



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。ここに、当社第35回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2021年4月に代表取締役社長に就任してから、全社一丸となって内部統制の強化と企業文化の改革に取り組んでまいりました。新体制のもと、継続した成長とガバナンスの両立に取り組んだ一年となりました。

デジタル化が加速度的に進む社会において、ネットワーク・クラウド・セキュリティの重要度は益々高まってきております。2022年度からの中期経営計画では、当社の存在意義・志・使命・目標を掲げ、社員一人一人が卓越した専門性と高い倫理観を持つプロフェッショナルとして、お客様、そして社会全体の課題解決に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、新たな理念のもと「人とネットワークの持つ可能性を解き放ち、伝統と革新で、豊かな未来を創る」ことを追求する当社グループを引き続きご理解・ご支援くださいますよう、お願い申し上げます。



ネットワークシステムズ株式会社
代表取締役社長

竹下 隆史

招集ご通知

株主各位

証券コード 7518
2022年5月31日

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
ネットワンシステムズ株式会社
代表取締役社長 竹下 隆史

第35回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年も、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日はご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

「議決権行使についてのご案内」（5ページから7ページ）をご確認のうえ、後記の株主総会参考書類（8ページから36ページ）をご検討いただき、**2022年6月21日（火曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス（KITTE 4階）
会場が2021年と異なります。裏表紙のご案内図をご参照のうえお間違いのないようご注意ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、本総会のライブ配信を行います。視聴方法は4ページをご確認ください。

目的事項 **報告事項** 1. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額設定の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
第7号議案	監査等委員である取締役に対する報酬額設定の件
第8号議案	取締役賞与支給の件

以上

第35回定時株主総会ライブ配信のご案内

ご自宅等から本総会をご視聴いただけるようライブ配信を実施いたします。

開催日時

2022年6月22日（水曜日）午前10時（午前9時半よりライブ配信にご参加いただけます。）



ライブ配信視聴 URL

<https://v.sokai.jp/7518/2022/netone/>



ID・パスワードはお手元の招集ご通知をご確認ください。

※ ご使用機器や通信環境によってご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料につきましては株主様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

※ その他詳細は当社ウェブサイトでもご確認いただけます。

<https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting/>

事前質問の受け付けについて

返送書面の余白や、インターネット等での議決権行使後のアンケートに、ご意見・ご質問を記載いただけます。

株主の皆様のご関心が高い事項については本総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。

本招集ご通知の添付書類に関するご案内

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類（ご参考）を除く）には、本招集ご通知の添付書類に記載されたもののほか、当社ウェブサイトに掲載された「主要な事業所」、「従業員の状況」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」も含まれております。

- 当社ウェブサイトに掲載された「主要な事業所」、「従業員の状況」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」の紙面での提供をご希望される株主様には、別途郵送させていただきますので、当社IR室（電話：03-6256-0615）宛にお申し出ください。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合、及び補足説明等を行う場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.netone.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（8ページから36ページ）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の4つの方法がございます。



QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォン又はタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2022年6月21日(火曜日) 午後 5時30分 受付分

詳細は6ページをご覧ください



議決権行使コードを入力する方法

当社が指定する下記の議決権行使ウェブサイトにおいて議決権の行使が可能です。
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限

2022年6月21日(火曜日) 午後 5時30分 受付分

詳細は6ページをご覧ください



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限

2022年6月21日(火曜日) 午後 5時30分 到着分



株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年6月22日(水曜日) 午前 10時

インターネット等による議決権行使

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

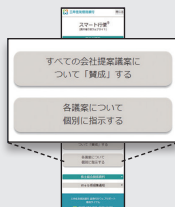
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は一回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コードを入力する方法

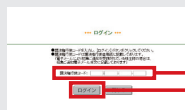
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の右下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトに関する お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使についてのご案内

書面の郵送による議決権行使



行使期限

2022年6月21日(火曜日)
午後5時30分 到着分まで

賛否のご表示がない場合は、「賛」として取り扱うこととさせていただきます。

こちらを
返送して
ください

議決権行使書		株主番号	○○○○○○○○	議決権の数	XX 股															
○○○○	御中	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																		
		××××年 ×月××日																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 </div>		議決権行使書用紙の 裏面に「議決権行使書用紙の QRコード」が記載されています。																		

議案の賛否をご記入ください

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合 「否」の欄に○印

※ 議案について、一部の候補者に異なる意思が表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

株主総会へのご出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面(委任状)を同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

- 粗品のご提供は取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染症への対応

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、当日は、当社役職員及び係員に対しマスクの着用や感染拡大予防の措置を講じる場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

また、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤の拡充と成長力の源泉である株主資本の充実を図り、長期にわたり安定的かつ業績を適正に反映した利益還元を行っていくことを基本方針としております。

1. 期末配当に関する事項

上記基本方針のもと、配当性向につきましては、連結配当性向40%を目安に、業績推移や財務状況、中期事業計画の進捗等を総合的に勘案して決定しております。

第35期の期末配当につきましては、通期の業績等を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭	
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき	金36円
	配当総額	2,956,313,700円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月23日	

なお、中間配当金を含めました第35期の年間配当金は1株につき金72円（連結配当性向は53.7%）となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

安定的な利益還元に備えるため、以下のとおり別途積立金の一部を繰越利益剰余金に振替えたいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額	別途積立金	5,310,000,000円
増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	5,310,000,000円

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

当社の事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）が構成員の過半数を占める取締役会の体制を構築することにより、取締役会の独立性・客観性を高め業務執行に対する監督を更に強化するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。

(3) 取締役会議長に関する規定の変更

監査等委員会設置会社への移行と併せて、取締役会における業務執行と監督機能の分離を明確にするため、取締役会の議長を代表取締役以外の取締役（具体的には、社外取締役を想定しております。）が務めることができるよう、現行定款第21条（取締役会）に定める取締役会の招集権者及び議長を、あらかじめ取締役会の定めた取締役に変更するものであります。

(4) 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、当該変更後の定款に別段の定めがある場合を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目 的) 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (目 的) (現行どおり)
(1) ~ (9) (条文省略)	(1) ~ (9) (現行どおり)
(新 設)	(10) <u>倉庫業</u>
(10) (条文省略)	(11) (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機 関) 本公司は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 (機 関) 本公司は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条~第 8 条 (条文省略)	第 6 条~第 8 条 (現行どおり)

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 (株式取扱規程)</p> <p>本会社の株式に関する取扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>第9条 (株式取扱規程)</p> <p>本会社の株式に関する取扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p>
<p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>1. 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第15条 (現行どおり)</p>
<p><u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、<u>株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (取締役の員数) 本会社の取締役は、3名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第18条 (取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第16条 (電子提供措置等) <u>1. 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (取締役の員数) <u>1. 本会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> は、3名以上とする。</p> <p><u>2. 本会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>第18条 (取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第19条 (取締役の任期) <u>1. 取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 <p>第21条 (取締役会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役 (複数の場合には、取締役会においてあらかじめ定めた者とする。)</u> が招集し、その議長となる。ただし、<u>当該代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> 2. 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、少なくとも会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間をさらに短縮することができる。 3. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 <p>第21条 (取締役会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> 2. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（取締役会の決議の省略） 本公司は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（<u>監査役が当該提案に異議を述べたときを除く。</u>）は、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第22条（取締役会の決議の省略） 本公司は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>第23条（重要な業務執行の決定の委任） <u>本公司は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第23条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第25条（監査役の数） <u>本公司の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第26条（監査役の選任） <u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第27条（監査役の任期）</u></p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第28条（補欠監査役の予選）</u></p> <p><u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第29条（常勤監査役等）</u></p> <p>1. <u>監査役会は、その決議をもって監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、その決議をもって、常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条（監査役会）</u></p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条（報酬等）</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第32条（監査役の責任免除）</u></p> <p>1. 本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令の定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p><u>第26条（監査等委員会）</u></p> <p>1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p>
<p><u>第33条～第35条</u> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>第27条～第29条</u> （現行どおり）</p> <p><u>（附則）</u></p> <p>第1条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、第35回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第2条</p> <p>1. <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、社外取締役候補者につきましては、全員が当社の定める「独立性基準」（28ページ）を満たしております。

また、本議案に関しましては、諮問委員会の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	竹下 隆史	代表取締役社長 社長執行役員	再任 男性	18/18 (100%)
2	田中 拓也	取締役 専務執行役員 東日本第1事業本部、東日本第2事業本部、東日本第3事業本部、中部事業本部、西日本事業本部各管掌	再任 男性	18/18 (100%)
3	木内 充	専務執行役員	新任 男性	— —
4	伊藤 真弥	社外取締役	再任 社外 独立 女性	15/15 (100%)
5	須田 秀樹	社外監査役	新任 社外 独立 男性	18/18 (100%)
6	和田 昌佳	—	新任 社外 独立 男性	— —

(注) 1. 伊藤真弥氏は、2021年6月23日開催の第34回定時株主総会で取締役に新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会への出席回数及び出席率を記載しております。

2. 須田秀樹氏は現在社外監査役であり、当該事業年度で開催された監査役会16回すべてに出席しております。

候補者番号

1

たけした たかふみ

竹下 隆史

1965年3月28日生

再任

男性



現在の当社における地位

代表取締役社長
社長執行役員

所有する当社の株式の数

46,387株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

候補者番号

2

たなか たくや

田中 拓也

1969年4月7日生

再任

男性



現在の当社における地位

取締役
専務執行役員

所有する当社の株式の数

2,624株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

一 略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1988年 4月 アンガマン・パス株式会社入社
1989年 5月 当社入社
2006年 4月 ネットワークサービスアンドテクノロ
ジーズ株式会社 (現 ネットワンシステ
ムズ株式会社) テクニカルサービス本
部執行本部長 (出向)

2009年 6月 当社取締役
2011年 7月 当社執行役員
2018年 6月 当社取締役 執行役員
2021年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
(現任)

一 取締役候補者とした理由

竹下隆史氏は、技術部門での長年にわたる実務を通して培ったテクノロジーに関する豊富な経験と実績を有しており、2018年6月に当社取締役に就任後は、管理部門等の担当取締役としてグループ全体の業務管理体制の強化等に努めてまいりました。また、2021年4月に代表取締役社長に就任以降は、再発防止策の着実な実行によるグループ全体の健全なガバナンス体制の構築と企業風土・組織改革等に尽力するとともに、新中期経営計画の策定に注力し、当社グループの中長期的な成長戦略の立案にも取り組んでおります。これらのことから、当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者いたしました。

一 略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1992年 4月 日本ユニシス株式会社入社
1996年 8月 日本シスコシステムズ株式会社
(現 シスコシステムズ合同会社) 入社
2000年 8月 同社西日本営業本部長
2009年 4月 当社入社
ネットワンパートナーズ株式会社
西日本営業本部長
2013年 4月 同社執行役員
2014年 4月 当社取締役 執行役員
2017年 4月 当社執行役員
ネットワンパートナーズ株式会社
取締役 常務執行役員

2018年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
(現任)
2018年 6月 当社取締役 執行役員
2021年 6月 当社取締役 常務執行役員
2022年 4月 当社取締役 専務執行役員
東日本第1事業本部、東日本第2事業
本部、東日本第3事業本部、中部事業
本部、西日本事業本部各管掌 (現任)

(重要な兼職の状況)

ネットワンパートナーズ株式会社代表取締役社長
社長執行役員

一 取締役候補者とした理由

田中拓也氏は、営業部門での長年にわたる実務及び当社子会社経営者としての経験に基づいた豊富な実績を有しており、2018年6月に当社取締役に就任後は、営業部門等の担当取締役として経営基盤及び業務管理体制並びに営業部門の強化に尽力するとともに、グループ全体の健全なガバナンス体制の構築と企業風土・組織改革等に取り組んでまいりました。これらのことから、当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

きうち みつる
木内 充

1958年12月26日生

新任

男性



現在の当社における地位

専務執行役員

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

一 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1981年 4月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社	2015年 7月 社会保険診療報酬支払基金常勤監事
2009年 7月 同社長野支店長	2019年 7月 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 社常勤監査役
2012年 6月 同社関西業務支援部長	2021年 3月 当社顧問
2013年 6月 同社執行役員	2022年 4月 当社専務執行役員（現任）

一 取締役候補者とした理由

木内充氏は、他社における人事部門や内部監査部門及び経営幹部としての経験に基づいた豊富な実績を有しており、2021年3月からは当社顧問として、再発防止策の一環としても取り組んでいる内部監査の強化に向けた各種取組を主に支援し、2022年4月に当社専務執行役員に就任後は、最高人事責任者として当社の人事制度の再構築及び企業風土・組織改革等に尽力してまいりました。これらのことから、当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が取締役の任にあたる必要があると判断し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

いと う まや
伊藤 真弥

1976年12月28日生

再任

社外

独立

女性



現在の当社における地位

社外取締役

所有する当社の株式の数

131株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

一 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

2002年10月 弁護士登録 あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所	2019年 6月 株式会社オプティマスグループ社外取締役（監査等委員）（現任）
2007年 7月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）出向	2021年 4月 ヒューマンライフコード株式会社社外監査役（現任）
2010年 4月 駿河台大学法科大学院非常勤講師	2021年 6月 当社社外取締役（現任）
2012年 8月 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校講師	（重要な兼職の状況） 西村あさひ法律事務所パートナー 株式会社オプティマスグループ社外取締役（監査等委員） ヒューマンライフコード株式会社社外監査役
2016年 1月 西村あさひ法律事務所パートナー（現任）	

一 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
伊藤真弥氏は、弁護士としての豊富な知見・経験並びに他社における監査等委員である社外取締役及び監査役としての経験を活かし、コーポレート・ガバナンス及び法律・コンプライアンスの専門家としての積極的な意見・提言を通じて、当社の経営を適切に監督しております。今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 当社は伊藤真弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。伊藤真弥氏の選任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- (3) 伊藤真弥氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号

5

す だ ひ で き
須田 秀樹

1943年5月4日生

新任

社外

独立

男性



現在の当社における地位

社外監査役

所有する当社の株式の数

2,979株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

監査役会への出席状況

16/16(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1966年	4月	藤倉電線株式会社（現 株式会社フジクラ）入社	2005年	6月	株式会社フジクラ常勤監査役
1987年	7月	同社 人事部次長	2007年	6月	同社顧問
1994年	7月	同社理事 総務部長	2007年	12月	株式会社藤給食センター顧問
1998年	7月	同社理事 地域開発部長	2012年	6月	朝日ビル管財株式会社顧問
2000年	6月	フジクラ開発株式会社取締役社長	2016年	6月	当社社外監査役（現任）

社外取締役候補者に関する事項

- 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
須田秀樹氏は、2016年6月に当社社外監査役に就任後、他社における取締役社長や監査役としての豊富な知識と経験を活かし、積極的な意見・提言を通じて、当社の経営を客観的かつ中立的に監査しております。同氏はこれらの知識と経験に加えて他社における人事部門での経験に基づく人事及び組織改革に関する実績も有しており、今後、当社が人事制度の再構築及び企業風土・組織改革を推進するにあっても、社外取締役の立場から適切な監督が得られるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。
- 当社は須田秀樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 須田秀樹氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 須田秀樹氏が当社の社外監査役在任中に、①当社の元従業員が、仕入先との間の架空取引又は水増し取引を利用して、当社の資金を不正に流用したこと、②当社の従業員及び元従業員が、リース会社又は仕入先に「リスク費」を保留し、原価付替を行っていたこと、③当社の元従業員が、複合取引において原価付替を行っていたこと、④内部監査室の実施する財務報告に係る内部統制の評価業務において不適切なサンプリングが行われていたこと、⑤当社が2020年3月に行った過年度決算訂正において、第31期から第33期の3期間にわたって計上した、納品実体のない取引に関連する立替金約51億円に係る特別損失は、一連の架空循環取引の開始時点である第29期から第33期の期間にわたって負担すべき性質を有するものであったこと、⑥納品実体のない取引に関し、当社から複数業者へ流出した資金の一部が当社が売上として計上した取引にかかる役務や物品の提供に充てられていたこと、⑦2020年3月の過年度決算訂正時において納品実体がないと認定した仕入取引の一部について、実在性がなかったこと等が判明いたしました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、社外監査役としての中立的な立場においてコンプライアンス、内部統制の強化の視点から発言を行っており、当該事実の判明後においても、原因究明のための徹底した調査の実施を提言するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号

6

わ だ ま さ よ し
和田 昌佳

1959年1月5日生

新任

社外

独立

男性



現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1983年	4月	日本アイ・ピー・エム株式会社	入社	2013年	3月	同社取締役 上席執行役員 基盤事業本部長 兼 キヤノンITSメディカル株式会社取締役
2007年	7月	同社執行役員 VP グローバル・エンジニアリング・ソリューション担当		2014年	1月	キヤノンITソリューションズ株式会社取締役 上席執行役員 SIサービス事業本部副本部長
2008年	5月	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 経営企画本部付本部長		2016年	3月	キヤノンITソリューションズ株式会社 常勤監査役
2010年	3月	キヤノンITソリューションズ株式会社 取締役 上席執行役員 基盤事業本部長		2020年	3月	ソフトマックス株式会社取締役（開発部門担当）

社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
和田昌佳氏は、他社における取締役及び監査役としての経験並びに情報通信事業分野の豊富な知見・経験を有しております。独立した客観的な立場で、企業経営、テクノロジー及びリスク管理等の観点から当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。
- (2) 和田昌佳氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- (3) 和田昌佳氏は、キヤノンITソリューションズ株式会社の出身者（2016年3月まで在籍）であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%、2021年3月期の第4四半期から2022年3月期の第3四半期における当社の同社からの仕入高は同社の2021年12月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
また、同氏は、キヤノンITSメディカル株式会社の出身者（2016年3月まで在籍）であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
さらに、同氏は、ソフトマックス株式会社の出身者（2022年3月まで在籍）であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、伊藤真弥氏、須田秀樹氏の2氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、和田昌佳氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたいたします。

なお、各候補者は、いずれも社外取締役候補者であり、当社の定める「独立性基準」（28ページ）を満たしております。

また、本議案に関しましては、諮問委員会の審議を経るとともに、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	野口 和弘 <small>のぐち かずひろ</small>	常勤社外監査役	新任 社外 独立 男性	15/15 (100%)	11/11 (100%)
2	飯塚 幸子 <small>いづか さちこ</small>	社外監査役	新任 社外 独立 女性	18/18 (100%)	16/16 (100%)
3	日下 茂樹 <small>くさか しげき</small>	社外取締役	新任 社外 独立 男性	18/18 (100%)	— —

(注) 野口和弘氏は、2021年6月23日開催の第34回定時株主総会で監査役に新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会及び監査役会への出席回数及び出席率を記載しております。

候補者番号

1

のぐち かずひろ
野口 和弘

1957年6月6日生

新任

社外

独立

男性



現在の当社における地位

常勤社外監査役

所有する当社の株式の数

78株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

監査役会への出席状況

11/11(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1985年 9月 監査法人中央会計事務所入所
1989年 3月 公認会計士登録
2000年 7月 中央青山監査法人 パートナー
2007年 8月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
2019年 7月 野口和弘公認会計士事務所設立（現任）
2020年 6月 株式会社ニチリョク社外監査役（現任）
2021年 6月 当社常勤社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

野口和弘公認会計士事務所
株式会社ニチリョク社外監査役

社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
2021年6月に当社社外監査役に就任後、公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験の観点から積極的な意見・提言を通じて、当社の経営を客観的かつ中立的に監査しております。今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 当社は野口和弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- (3) 野口和弘氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号

2

い い づ か さ ち こ
飯塚 幸子

1969年9月16日生

新任

社外

独立

女性



現在の当社における地位

社外監査役

所有する当社の株式の数

349株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

監査役会への出席状況

16/16(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1994年 10月 学校法人大原学園大原簿記学校入社
1998年 4月 公認会計士登録
2000年 1月 株式会社ディーバ入社
2012年 3月 株式会社ラウレア代表取締役（現任）
2019年 6月 株式会社幸楽苑ホールディングス社外監査役（現任）
2019年 9月 株式会社BeeX社外監査役（現任）

2020年 6月 当社社外監査役（現任）
2021年 3月 センクス監査法人代表社員（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社ラウレア代表取締役
株式会社幸楽苑ホールディングス社外監査役
株式会社BeeX社外監査役
センクス監査法人代表社員

社外取締役候補者に関する事項

- 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
2020年6月に当社社外監査役に就任後、公認会計士としての財務・会計に関する幅広い知見・経験及び他社における代表取締役としての豊富な知識と経験を活かした積極的な意見・提言を通じて、当社の経営を客観的かつ中立的に監査しております。今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
- 当社は飯塚幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 飯塚幸子氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 飯塚幸子氏が当社の社外監査役在任中に、①当社の元従業員が、仕入先との間の架空取引又は水増し取引を利用して、当社の資金を不正に流用したこと、②当社の従業員及び元従業員が、リース会社又は仕入先に「リスク費」を保留し、原価付替を行っていたこと、③当社の元従業員が、複合取引において原価付替を行っていたこと、④内部監査室の実施する財務報告に係る内部統制の評価業務において不適切なサンプルが行われていたこと、⑤当社が2020年3月に行った過年度決算訂正において、第31期から第33期の3期間にわたって計上した、納品実体のない取引に関連する立替金約51億円に係る特別損失は、一連の架空循環取引の開始時点である第29期から第33期の期間にわたって負担すべき性質を有するものであったこと、⑥納品実体のない取引に関し、当社から複数業者へ流出した資金の一部が当社が売上として計上した取引にかかる役務や物品の提供に充てられていたこと、⑦2020年3月の過年度決算訂正時において納品実体がないと認定した仕入取引の一部について、実在性があったこと等が判明いたしました。同氏は、当該事実の発生時には監査役に就任しておりませんが、当該事実の判明後は、原因究明のための徹底した調査の実施を提言するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号

3

く さ か し げ き
日下 茂樹

1952年11月26日生

新任

社外

独立

男性



現在の当社における地位

社外取締役

所有する当社の株式の数

1,164株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

監査役会への出席状況

—

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1977年	4月	三菱商事株式会社入社	2011年	4月	株式会社インテック常務取締役
2007年	4月	同社執行役員	2015年	5月	同社代表取締役社長
2009年	4月	株式会社アイ・ティ・フロンティア（現日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社）代表取締役 執行役員 社長・COO	2015年	6月	TIS株式会社取締役
			2018年	4月	株式会社インテック常任顧問
			2020年	6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
2020年6月に当社社外取締役に就任後、情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における代表取締役又は取締役としての経験を活かし、積極的な意見・提言を通じて、当社の経営を適切に監督しております。今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。
- (2) 当社は日下茂樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- (3) 日下茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (4) 日下茂樹氏は、株式会社インテックの出身者（2019年3月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満、2021年3月期における当社の同社からの仕入高は同社の2021年3月期の売上高の0.1%未満に留まり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
また、同氏は、TIS株式会社の出身者（2018年6月まで在籍）であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%、当期における当社の同社からの仕入高は同社の2022年3月期の売上高の0.1%未満に留まり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、野口和弘氏、飯塚幸子氏、日下茂樹氏の3氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考

2022年6月22日定時株主総会後の当社取締役（予定）のスキル・マトリックス

氏名	役職	在任年数	企業経営/ 経営戦略	テクノロジー	人事/ 企業風土・ 組織改革	財務/ 会計	ガバナンス/ 法務/ リスク管理	サステナ ビリティ
竹下 隆史	代表取締役	1年3か月 (取締役4年)	○	○	○			○
田中 拓也	取締役	4年	○	○	○			
木内 充	取締役	-			○	○	○	
伊藤 真弥	社外取締役	1年					○	○
須田 秀樹	社外取締役	-	○		○			
和田 昌佳	社外取締役	-	○	○			○	○
野口 和弘	社外取締役 (常勤監査等委員)	-				○	○	
飯塚 幸子	社外取締役 (監査等委員)	-	○			○		
日下 茂樹	社外取締役 (監査等委員)	-	○	○			○	

(注) 1. 在任年数は、本総会終結時点のものになります。

2. 須田秀樹氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

3. 野口和弘氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

4. 飯塚幸子氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 日下茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(ご参考)

独立性基準

当社は、以下のとおり社外取締役の独立性基準を定め、社外取締役のうち、以下のいずれにも該当しない者を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員と判断します。

- 1 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者※1であり又はあった者
- 2 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社の仕入額が、その者の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 3 当社の取引先で、直近事業年度における当社の売上高が、当社の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 4 当社の総議決権の10%以上を保有する大株主又はその業務執行者
- 5 公認会計士、弁護士、コンサルタント等で、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- 6 当社から直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- 7 過去3年間において、上記2から6までのいずれかに該当していた者
- 8 下記のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - (1) 現在又は過去3年間において、当社及び当社子会社の重要な業務執行者※2であった者
 - (2) 上記2から4に該当する者
ただし、「業務執行者」とは重要な業務執行者をいう。
 - (3) 上記5又は6に該当する者
ただし、「団体に所属する者」とは、当該団体の重要な業務執行者（又は重要な業務執行者と同等の重要性を有していると判断される者）又は当該団体が、監査法人又は法律事務所等の専門家である場合、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を保有する者をいう。

※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

※2 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部門長等の重要な業務執行を行う者をいう。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役を除く取締役の報酬等の額を年額400百万円以内、社外取締役の報酬等の額を年額70百万円以内。）と決議いただき、現在に至っております。また、取締役賞与につきましては、上記報酬枠とは別枠で、毎年株主総会の決議を経たうえで支給してまいりました。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。そして、当社は、監査等委員会設置会社への移行を契機として、2023年3月期を初年度として策定した中期経営計画に定める業績目標及び当社の社会的存在意義を確固たるものとするための非財務目標の着実な遂行、並びに過年度に発覚した不正取引事案に対する再発防止策の徹底及び企業文化改革の浸透を通じ、中長期的な企業価値の向上を取締役にこれまで以上に強く動機付けることを目的として、取締役報酬の見直しを行うことといたしました。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責及び経済情勢等諸般の事情を考慮し、基本報酬につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額280百万円以内（うち、社外取締役分は年額80百万円以内）とすることといたく存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の賞与につきましては、報酬制度見直しに伴い、賞与のより機動的な運用を目的として、基本報酬の報酬枠とは別枠で株主総会決議により総額の上限を設定するとともに、業績目標及び非財務目標の達成並びに企業文化改革の浸透等の重要なKPIとの連動性を高めることにより、強いインセンティブとして作用させることを目的として、その報酬額を年額150百万円以内といたたく、上記基本報酬と併せ、ご承認をお願いいたく存じます。

なお、基本報酬及び賞与のいずれにつきましても、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれず、「第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」の譲渡制限付株式付与のための報酬額も含まれません。

当社は、今般の報酬制度の見直しにあたって、諮問委員会での審議も経たうえて2022年5月13日開催の取締役会において、本総会において本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本議案末尾に記載のとおり、当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容を決定しており、本議案は当該方針に沿った取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

なお、基本報酬は、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員、賞与は、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とするものであり、本総会において第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は3名）となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な報酬の支給時期及び配分は、報酬諮問委員会（当社は、本総会後に開催予定の取締役会において、諮問委員会について「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」に機能を分離し改組することを予定しております。）での審議も経たうえで、取締役会にて決定することといたします。

また、当期に係る賞与支給額は第8号議案「取締役賞与支給の件」としてお諮りしておりますが、本議案が原案どおり承認可決されますと、次期以降に係る賞与支給につきましては、上記報酬諮問委員会での審議も経たうえで、上記報酬額（年額150百万円以内）の範囲内で取締役会にて決定することといたします。

<役員報酬決定方針（2022年5月13日取締役会決議）>

1. 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬制度は、以下を基本方針とします。

- ① 継続した成長と企業価値の向上を図るため、当社の長期ビジョン、中期経営計画及び企業文化改革の実現に資するものであること。
- ② 株主との利害共有や株主視点の経営意識も高めるものであること。
- ③ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすことのできる、客観性・透明性が高い報酬制度であること。

2. 報酬の水準

当社グループの経営環境及び外部の市場に対する競争力を考慮し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用するうえ、同業の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして各人の報酬水準を設定します。

また、報酬水準は、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において妥当性を検証するうえ、取締役会の決議において決定します。

3. 役員報酬制度の概要

役員報酬等は、①定額の基本報酬、②短期インセンティブとしての年度毎の全社業績等に連動する賞与、③中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式による株式報酬で構成されます。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については、一連の不祥事の反省も踏まえ、株主との利害共有や株主視点の経営意識も更に高めることを目的として報酬構成割合における株式報酬の割合を増やし、代表取締役社長の報酬構成割合は、基本報酬、賞与、株式報酬の割合をそれぞれ概ね44%、22%、33%とします。

役職別の報酬構成割合は、上記のとおり代表取締役社長のインセンティブ報酬割合（賞与＋株式報酬の割合）を最高の約55%とし、以下、役位に基づき取締役専務執行役員を約45%、常務執行役員を約40%、執行役員を約37%として、上位者ほどインセンティブ報酬割合が逡増する報酬体系とします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、その役割や独立性を考慮し、基本報酬のみを支給します。

監査等委員である取締役については、その役割や独立性を考慮し、基本報酬のみを支給します。監査等委員である取締役の個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

4. 各報酬の概要

① 基本報酬

役位毎の役割や責任を明確にし、それらに沿った金額を毎月一定額ずつ支給する金銭報酬です。

② 賞与

全体業績指標及び個人業績指標をそれぞれ70%：30%のウェイトとします。

全社業績指標として、新中期経営計画でも重要視している指標である「サービス比率」、「連結売上高」及び「連結営業利益」を採用します。中でも、当社グループが現在取り組む、物販を中心としたビジネスモデルから、ICTに関する総合的なサービスを提供するビジネスモデルへの変革を一層推進することを目的に「サービス比率」を最重要視し、それぞれ50%：10%：10%のウェイトとします。

個人業績指標としては、不祥事の反省も踏まえつつ、更なる企業価値の向上を実現するために必要不可欠である「企業文化改革」、「マテリアリティのKPI」及び「その他個人目標」を採用し、それぞれ10%：15%：5%のウェイトとします。

これらの指標の目標達成度等に基づいて、基準額の0%～200%で変動して支給します。

③ 株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度を導入します。具体的には、役位毎の役割や責任に応じて毎年一定額の株式を支給し、取締役等の退任時に譲渡制限が解除される設計とします。

5. 報酬決定の手続き・方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、報酬諮問委員会が審議し、取締役会に答申します。取締役会は、報酬諮問委員会からの答申に従って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬を決定します。

6. マルス・クローバック制度

高水準のコーポレートガバナンス体制の構築に向けた取り組みの一環として、賞与及び株式報酬について、以下の仕組み（マルス・クローバック制度）を導入します。

- ① 決算内容の重大な修正又は重大な不正行為が発生した場合に、支払い済みの賞与を強制的に返還させる仕組み
- ② 譲渡制限付株式報酬制度において、譲渡制限期間満了後に、対象役員が譲渡制限期間中に法令違反等の行為を行っていた事実が発覚した場合、当社が、当該対象役員に対し、その保有する割当株式の全部又は一部の返還又は当該株式に代わる時価相当額の金銭の支払いを請求することができる仕組み
- ③ 譲渡制限付株式報酬制度において、譲渡制限期間中に、対象役員が法令違反等の行為を行った事実が発覚した場合、当社が当該対象役員の保有する割当株式の全部又は一部を無償で取得する仕組み

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

1. 提案の理由

今般、当社は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額設定の件」に記載のとおり、取締役報酬を見直すこととしているところ、かかる見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案に記載の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案は、第5号議案に記載の変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿った対象取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、相当であると考えております。

また、本議案に係る決議の効力は第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、当社は、2012年6月14日開催の第25回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額50百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をいただき、当該承認決議に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しておりましたが、今般、その報酬枠を廃止するとともに、今後の発行は行わないこととします。

2. 制度の概要

(1) 金銭報酬債権及び株式数の上限

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、報酬諮問委員会（第5号議案ご参照）での審議も経たうえで、取締役会にて決定することといたします。

現在の取締役は7名（うち、社外取締役3名）であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち、社外取締役3名）となり、その結果、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし（ただし、譲渡制限付株式の発行要項の決議日において対象取締役が当社の取締役の地位にあることを条件とする。）、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率、割当比率、併合比率等に応じて、当該総数上限を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 譲渡制限付株式の概要

当社が対象取締役に対して普通株式を割り当てるにあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします（対象取締役が本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」という。）。

ア 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式に係る払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人（嘱託社員を除く。）のいずれの地位からも退任又は退職した時点まで（以下「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

イ 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の日の翌日から次期定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人（嘱託社員を除く。）のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

ウ 無償取得事由

- ① 対象取締役が死亡、任期満了、定年その他の正当な理由によらず、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人（嘱託社員を除く。）のいずれの地位からも退任又は退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② 本譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反等の行為を行った事実が発覚した場合、当社は当該対象取締役に係る本株式の全部又は一部を無償で取得する。
- ③ 本譲渡制限期間満了後に、対象取締役が本譲渡制限期間中に法令違反等の行為を行っていた事実が発覚した場合、当社は当該対象取締役に係る本株式の全部又は一部を無償で取得する。
- ④ その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

エ 死亡、中途退任における取扱い

上記イの定めにかかわらず、役務提供期間の途中で、死亡、任期満了、定年その他の正当な理由により、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人（嘱託社員を除く。）のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて取締役会の決議により合理的に定める数の本株式について、当該退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

オ 組織再編等における取扱い

上記ア及びイの定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

カ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、当社は、本総会終結の時以降、当社の執行役員に対する報酬として、上記と同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定であります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内と定めることといたく存じます。なお、監査等委員である取締役の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬のみで構成いたします。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額設定の件」に記載の変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿った監査等委員である取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、相当であると判断しております。

各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役3名)となります。

本議案に係る決議の効力は第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

当期末時点の取締役（ただし、社外取締役3名を除く。）4名に対し、総額46,705,000円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

本議案は、当期の業績等を勘案しつつ、諮問委員会の審議も経て取締役会で決定したものであり、また、第35期報告書18ページから19ページ記載の当社の役員報酬決定方針にも沿うものですので、当社はこれを相当であると判断しております。

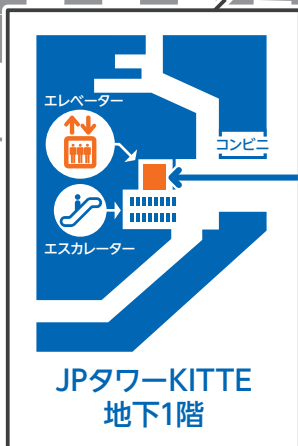
なお、各取締役に対する具体的な支給金額、時期、方法等については、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

■地下改札口・地下道からのアクセス



交通機関のご案内

JR

1 「東京駅」丸の内地下南口改札 徒歩 約 5分

地下鉄

2 東京メトロ丸の内線 「東京駅」ホーム中央改札 徒歩 約 5分

株主総会会場ご案内図

JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)



交通機関のご案内

JR 「東京駅」丸の内南口 徒歩 約 3分

地下鉄 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」**地下道経由** 徒歩 約 5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



※専用の駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

地下改札口・地下道からのアクセスについては裏面に記載しております。



ネットワンシステムズ株式会社
TEL. 03-6256-0615(IR室)
<https://www.netone.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。